

脳死判定の実際

- 前提条件・除外例・脳幹反射 -

荒木脳神経外科病院・院長
沖 修一

脳死下臓器移植に関する 関連法令と通知

- 脏器の移植に関する法律・附則
- 臓器の移植に関する法律施行規則・附則
- 臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）の制定について
- 臓器移植と検視その他の犯罪検査に関する手続きとの関連等について

法的脳死判定に関しては

- 適応
- 手順
- 判定手技
- 判定順序
- 判定結果の判断
- 判定結果の記録方法

など全て定められている

法的脳死判定の際に守るべき事項

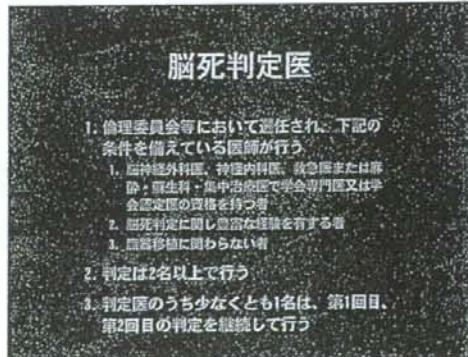
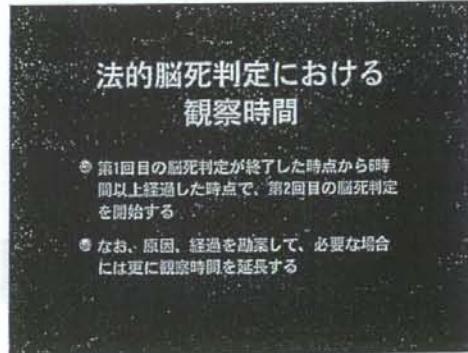
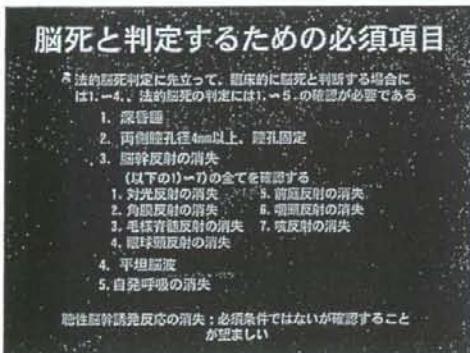
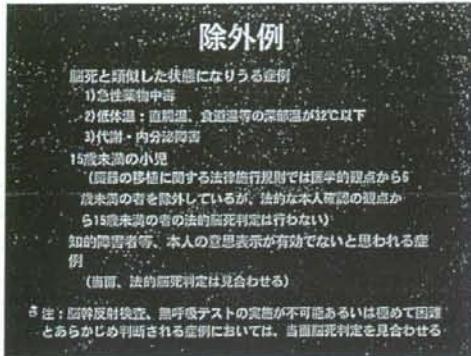
脳死と判定するための 必須条件	VI. 法的脳死判定における 観察時間
前提条件	VII. 脳死の判定時刻
除外例	VIII. 脳死判定医
生命徵候の確認	IX. 家族の立ち会い
脳死と判定するための 必須項目	X. 脳死判定の順序

脳死と判定するための必須条件

- 前提条件を完全に満たすこと
 - 除外例を確實に除外すること
 - 生命徵候を確認すること
 - 脳死と判定するための必須項目の検査結果が
全て判定基準と一致していること
- ※ 1.～3.の条件が満たされない場合は脳死
判定を開始しない
- ※ 4.での検査結果が判定基準と一致しない
場合はその時点で脳死判定を中止する

前提条件

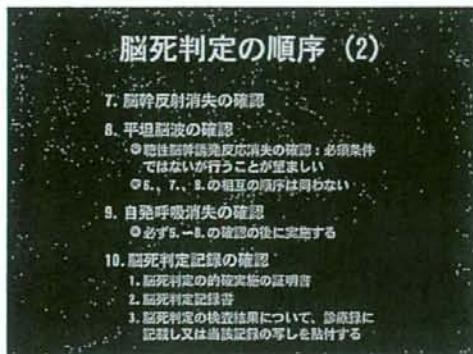
- 器質的脳障害により深昏迷及び無呼吸を示し
ている症例
- 原疾患が確實に診断されている症例
- 現在行なうる全ての適切な治療をもってして
も回復の可能性が全くないと判断される症例



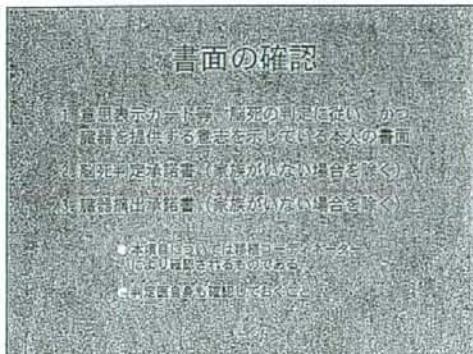


・脳死判定の順序 (1)

1. 必要書面の確認
 1. 意思表示カード等、臨死の判定に従い、かつ医器を提供する意志を示している本人の書面
 2. 臨死判断承諾書（家族がない場合は跡付）
 3. 国医師会出診書（家族がない場合は跡付）
 2. 前提条件の確認
 3. 除外例の確認
 4. 生命徵候の確認
 5. 深昏迷の確認
 6. 瞳孔散大・固定の確認

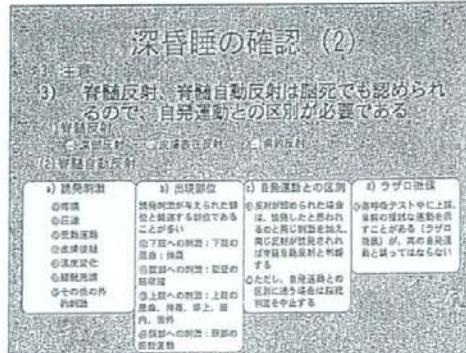
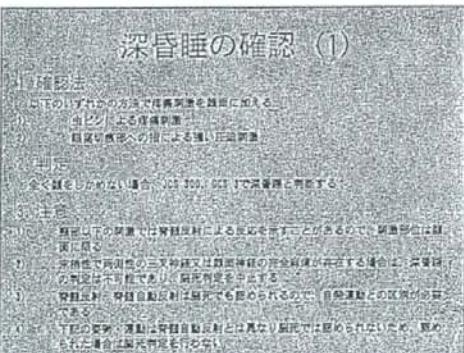
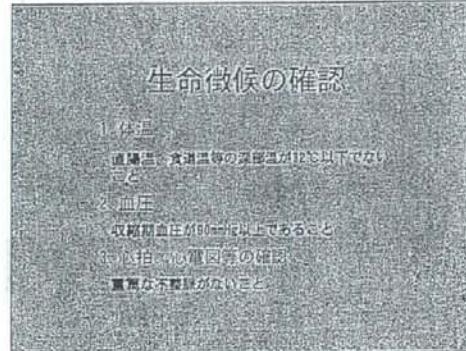
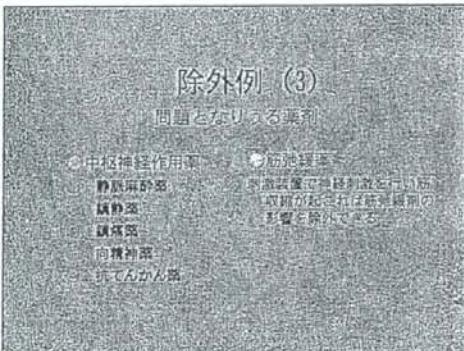
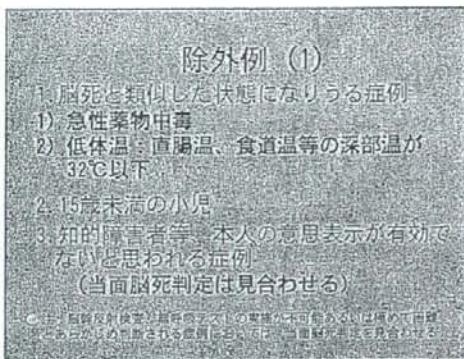


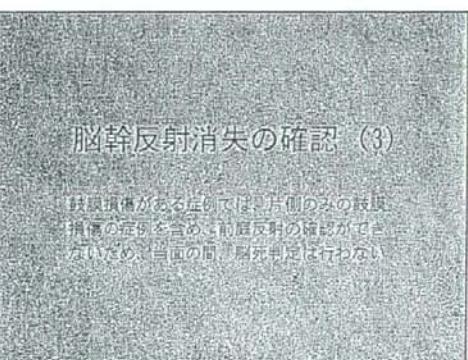
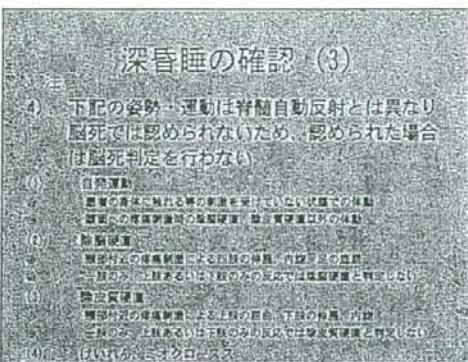
脳死判定実施マニュアル

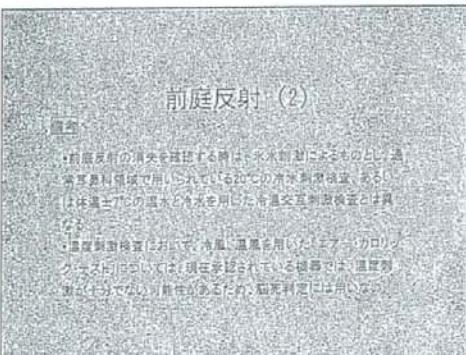
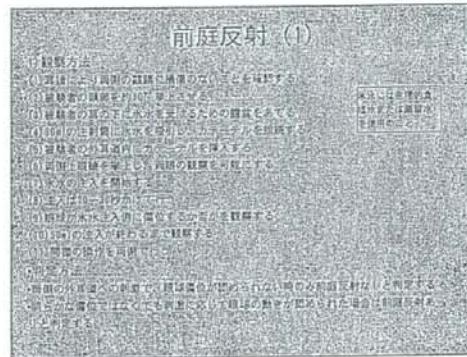


前提条件の確認

（吉田の手帳上に、JET-31）DVD白い火を示す青い墨書き
（吉田）
（シゲル）吉田シゲル（吉田）
（シゲル）吉田シゲル（吉田）
（吉田）
（吉田）吉田シゲル（吉田）
（吉田）吉田シゲル（吉田）
（吉田）吉田シゲル（吉田）







咳反射

計測方法

- ①気管内ガススピリットを長い吸引カーテルで気管支へ導き、吸引カーテルを支氣管支脈に接する位置へ入れる。
- ②吸引カーテルを支脈の刺激部位へ挿入する。

判定方法

- ①吸引カーテルを支脈に接する位置へ挿入する。
- ②吸引カーテルを支脈の刺激部位へ挿入する。

②無呼吸テスト

高知赤十字病院 救急部

部長

西山 謹吾

麻生飯塚病院 脳神経外科

部長

名取 良弘

無呼吸テスト

チェックリスト1

- 無呼吸テスト以外の判定は全て終了しているか
- 筋弛緩薬の影響はないか
- 血液ガス分析装置の自動キャリブレーションにかかるないか
- 収縮期血圧は90mmHg以上か
- 深部温(直腸温、食道温など)は35°C以上か
- 100%酸素による換気を10分間行ったか
- PaO₂は200mmHg以上($F_iO_2 1.0$)か
- PaCO₂は35~45mmHgか
- 持続的あるいは頻繁な血圧測定は可能か
- モニター心電図は装着されているか
- パルスオキシメーターは装着され、波形は観察できか

筋弛緩薬による影響

- 筋弛緩薬を使用していた場合、残存効果の有無の判定は重要である
- 4連刺激でT4/T1ratioで0.9以上になって1時間以上経過すればよいと考えられる。

チェックリスト2

- 酸素投与カテーテルを準備したか
(成人であれば12~14Fr)
(胸部レントゲンで挿管チューブの位置を確認し、カテーテル先端が気管分歧部直上にくるようにマジックテープを入れる)
- 無呼吸テストを開始して良いか
- 人工呼吸器をはずし、酸素投与カテーテルを気管内に留置し6L/分の酸素を送気しているか
- 無呼吸テスト開始時刻を記録
- いよいよ無呼吸テスト開始、呼吸の有無を目視、(胸部腹部への)触診などで慎重に判断する

チェックリスト3

- 無呼吸テスト開始時刻、血圧、心拍数、不整脈の出現を記録する
- テストの終了: 自発呼吸が確認できた時点あるいはPaCO₂が60mmHgを越えた時点で終了する
以下は例(2~3分おきに採血する)
□3分後の血液ガス分析を行い、採血時の血圧、心拍数、SpO₂を記録する
□PaCO₂が60mmHg未満なら5分後同上
□PaCO₂が60mmHg未満なら7分後同上
□PaCO₂が60mmHg未満なら9分後同上
□無呼吸テスト終了時刻を記録する
□終了後(10分以内)の血圧、SpO₂を記録する(検証フォーマットに必要)

無呼吸テストの中止

- 無呼吸テストの続行が危険であると判断した場合はテストを中止する。無呼吸テスト以外の脳死判定検査結果が無効になるものではなく、患者のバイタルサインが落ち着くを待って、再度無呼吸テストを実施することは可能である。

無呼吸テストの判定

- ・無呼吸テスト陽性
 - PaCO_2 が60mmHgを超えても自発呼吸運動が認められないばあい
- ・無呼吸テスト陰性
 - 無呼吸テスト中にどのような型の呼吸運動であれ、たとえそれが微弱・不規則で換気(に)有効でなくとも、自発呼吸運動があると判断された場合は陰性と判定
- ・疑わしいときは再度無呼吸テストを行うか、脳死と判定しない

今までの症例から学ぶ

無呼吸テストの順番

- ・法的脳死判定の無呼吸テストの順番が他の検査よりも早く行われていた。
- ・無呼吸テストの順番は他の検査が終了した最後に行うべきとされた。

今までの症例から学ぶ

無呼吸テスト開始時の PaCO_2

- ・開始時の PaCO_2 が32.1mmHgであった。
- ・厚生労働省審議会で、医学的には特に問題ない

今までの症例から学ぶ

脳死判定への薬剤の影響

- ・脳死判定に影響を与える薬剤(筋弛緩薬)の影響が確認されないまま脳死判定が実施されたため検査をやり直し、法的脳死判定が3回行われた。
- ・厚生労働省の検証会議による指摘事項無し。

今までの症例から学ぶ

無呼吸テストの動脈血ガス検査分析開始時間について

- ・無呼吸テスト開始から最初の動脈血ガス検査開始まで、1回目の判定では9分後、2回目の判定では7分後に施行されていた。
- ・厚生労働省の検証会議では、無呼吸テスト中の SpO_2 、血圧等の著変もなく、不整脈の発生も認められなかつたが、「法的脳死判定マニュアル」に定められたとおり2~3分おきの検査を施行することが望ましかつたとされた。

③ABR・EEG

日本医科大学多摩永山病院

中央検査室

主任検査技術員

久保田 稔

脳死判定の脳波・ABRについて

日本医科大学多摩永山病院
中央検査室　久保田　雄

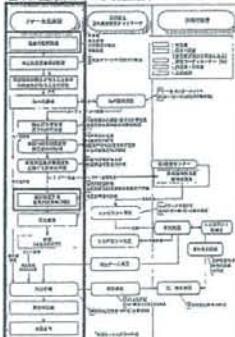
脳死判定には3種類ある

一般的な脳死判定 → 心停止後器機提供の場合

臨床的脳死判定 → 法的脳死判定の前検査の
意味合いが大きく、法的判定
と内容はほぼ変わらない

法的脳死判定 → 脳死下器機提供を行うためには
必須

図1. 脳死体からの多段階検査 フローチャート



法的脳死判定マニュアルより

Ⅳ 脳死判定の順序

- [1] 意思表示カード等、脳死の判定に従い、かつ臓器を提供する意思を示している本人の書面
[2] 脳死判定承認者（家族がない場合を除く）
[3] 臓器摘出手術者（家族がない場合を除く）
[4] 前提条件の確認
[5] 除外例の確認
[6] 生命徵象の確認
[7] 深昏迷の確認
[8] 腹部反射消失の確認
[9] 自発呼吸消失の確認：必須[5]～[8]の確認の後に実施する
[10] 脳死判定記録の確認
① 脳死判定の結果証明書（参考資料4、本書P.215）
② 脳死判定記録（参考資料5、本書P.217）
③ 脳死判定の検査結果について、診療録に記載し又は当該記録の写しを貼付する。

法的脳死判定で

脳死判定の際に行われている脳死と判定するための必須項目

- ①. 深昏睡
- ②. 兩側瞳孔4mm以上、瞳孔固定
- ③. 脳幹反射の消失
 - 1) 角光反射の消失
 - 2) 角膜反射の消失
 - 3) 脊椎毛様反射の消失
 - 4) 眼球頭反射の消失
 - 5) 前庭反射の消失
 - 6) 咽頭反射の消失
 - 7) 吞反射の消失
- ④. 平坦脳波
- ⑤. 自発呼吸の消失

④平坦脳波の確認

法的脳死判定マニュアルでは平坦脳波を「適正な技術水準を守って測定された脳波において、脳波計の内部雜音を越える脳由来の波がない脳波」と規定している。

脳死判定脳波検査の基本条件

導出:最低4誘導・同時記録・単極及び双極
 電極位置:10-20法・大脳を広くカバー(例えばFp1, Fp2, C3, C4,
電極間距離%頭頂A2)
 心電図の同時記録
 検査時間:30分以上の連続記録
 波形感度:50 μ V/ $\times 20$ mm以上記録を含める→実際には高感度(2 μ V/mm)
 時定数:0.3
 フィルター:HCF 0Hzまたは30Hz以上・交流遮断用ノッチフィルター使用可
 電極間抵抗:100Ω以上10KΩ以下
 検査中の刺激:呼名、顔面への疼痛刺激
 記録紙に記入すること:検査開始時刻と終了時刻、設定条件(感度・時定数・フィルター条件)、導出法、刺激の種類、ノイズの原因(心電図、筋電図、体動脈波、脈動、痛み・脹満感、人の動き、その他)
 測定中に明かな脳波活動を認めた時は脳死判定を中止する。

問題点

シールドされた脳波検査室での脳波記録ではなく、ノイズの多いICUでの記録である。

患者にはノイズ源となる多くのME機器や人工呼吸器が装着されている。

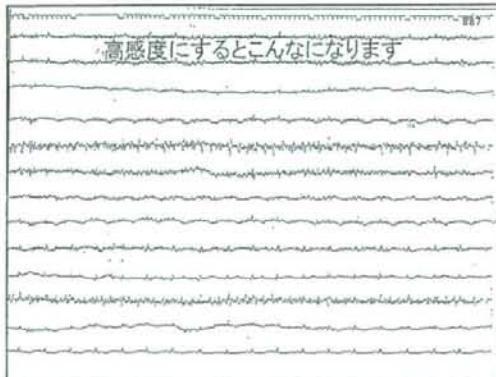
通常の5倍感度の記録が必要でノイズも増幅される。

何で高感度記録は大変なのか？

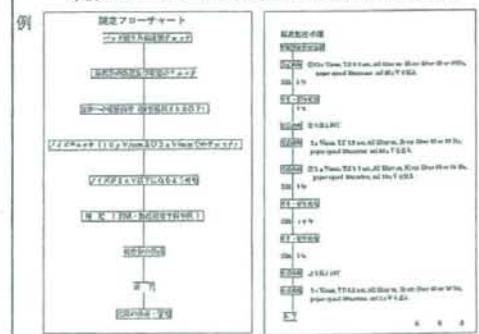
The diagram illustrates the relationship between standard lead sensitivity and high-sensitivity recording for ECG leads I, II, and III. It shows three vertical arrows pointing downwards, each representing a lead. The top arrow is labeled "心電図の通常感度: 10mm/mV" (Standard ECG sensitivity: 10mm/mV) and "10倍" (10 times). The middle arrow is labeled "脇波の通常感度: 10μV/mm" (Standard QRS sensitivity: 10μV/mm) and "5倍" (5 times). The bottom arrow is labeled "脇波の高感度記録: 2 μV/mm" (High-sensitivity QRS recording: 2 μV/mm).

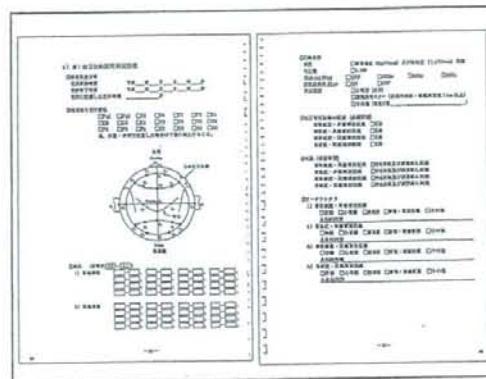
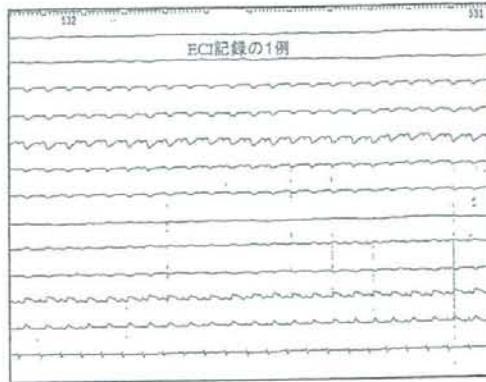
Rの高さが2cmの心電図を高感度の脳波計で測定すると1mになる

通常感度で一見、平坦に見えても



事前にフローチャートやチェックシートを作つておきましょう

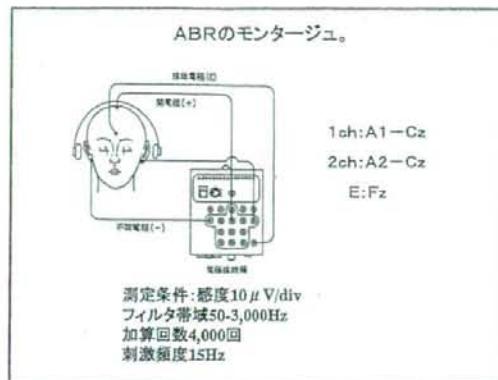




XXXXXX	
NAME : CHEN HSU CHANG CHENG	
ADDRESS : NO.16, SHI-CHI RD., TAIPEI, TAIWAN 11210	
TEL : 02-2555-1234	
TELE : 02-2555-1234	
E-MAIL : CHENHSUCHANG@GMAIL.COM	
FAX : 02-2555-1234	
HOME PAGE : www.google.com	

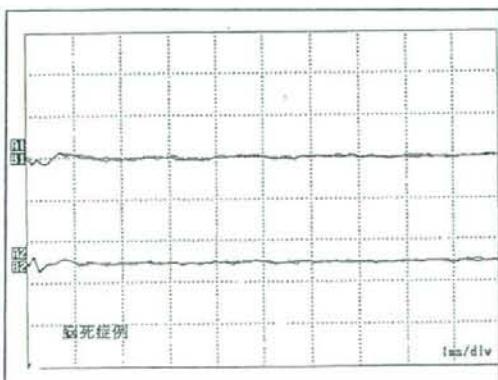
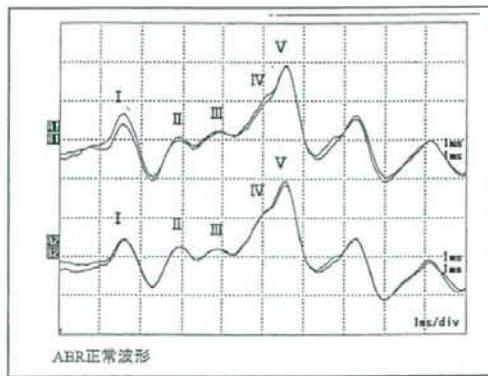
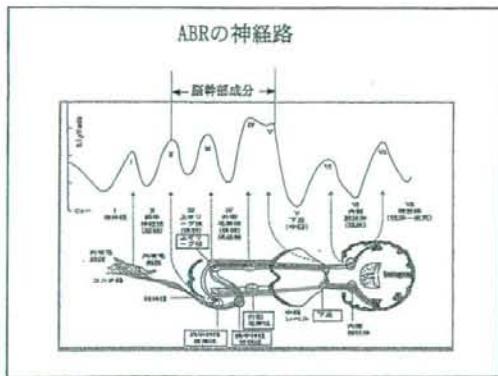
聴性脳幹反応

聴性脳幹反応(ABR)はクリック音刺激により頭皮上から得られる主に5つの脳幹由来の遠隔電場電位(far-field potentials)を記録するものでほとんどの患者で意識状態・薬物の使用に関係なく比較的容易に再現性よく測定ができる。脳死症例では波形の全消失またはI波のみの残存となっているが、聽力障害や外傷による顎蓋底骨折や聴神経障害が疑われる場合は注意しなければならない。



ABRの各波形の起源

- I 波: 第8脳神経遠位部(末梢)
- II 波: 蝸牛神経核または蝸牛神経近位部(延髓上部)
- III 波: 上オリーブ核または台形体(橋下部)
- IV 波: 外側毛帯(橋上部)
- V 波: 中脳下丘(中脳)



ABRに影響を与える因子

頭蓋内圧(ICP) $30\sim40mmHg$ が10時間以上続くとILPは延長し始め、他にILPに影響を与えるものには、低体温($1^{\circ}C$ 低下するとに $0.17ms$ 延長する)、年齢、音刺激の強さ・頻度などがある。

ABR所見でI～V波間潜時の極端な延長、III～V波の振幅低下や消失があると予後不良で植物状態か死に至るケースが多い。

予後評価では経時的に記録し比較することが大切であり、予後不良の判定は比較的容易であるが、予後良好の判定はABR単独では難しく脳波やSSEPなどの電気生理学検査や画像・脳循環などの他の検査結果を総合的に見て判定すべきである。

脳死下での臓器提供事例に係る検証会議

脳死下での臓器提供事例については、臓器移植が一般の医療として国民の間に定着するまでの暫定的措置として、厚生労働大臣より有識者に参考を求めて、脳死下での臓器提供に係る検証作業を行っています。

検証結果の公表については御遺族の了解をいただけたものは、公表しています。

第34例目の脳死下での臓器提供事例に係る検証結果に関する報告書より

第34例目の脳死下での臓器提供事例に係る検証結果

2.2. 臨床的脳死診断

2.2.1. 脳波

2月9日10:40から同11:10までの記録が行われた。電極配置は、国際10-20法のFp1、Fp2、C3、C4、T3、T4、O1、O2、A1、A2であり、単極導出(Fp1-A1、Fp2-A2、C3-A1、C4-A2、O1-A1、O2-A2、T3-A1、T4-A2)と双極導出(Fp1-C3、C3-O1、Fp2-C4、C4-O2)で記録されている。記録感度は標準(10 μ V/mm)と高感度(2 μ V/mm)、刺激としては呼名・疼痛刺激、心電図と眼球運動の同時モニターが行われている。心電図、静電・電磁誘導によるアーティファクトが量測しているが、これらの判別は容易である。脳由来の波形を認めず、平坦脳波(ECG)に該当する。

第34例目の脳死下での臓器提供事例に係る検証結果

2.3. 法に基づく脳死判定

2.3.1. 脳波

第1回目は2月14日23:31から15日0:25まで、及び第2回目は2月15日8:15から同9:07まで、いずれも30分以上の記録が行われている。電極配置は、国際10-20法のFp1、Fp2、C3、C4、T3、T4、O1、O2、A1、A2であり、単極導出(Fp1-A1、Fp2-A2、C3-A1、C4-A2、O1-A1、O2-A2、T3-A2、T4-A1、A1-A2、Fp1-O1、Fp2-O2)と双極導出(Fp1-C3、Fp2-C4、C3-O1、C4-O2、Fp1-T3、Fp2-T4、T3-O1、T4-O2、A1-C3、C3-C4、C3-A2、T3-T4)で記録されている。第1回目、第2回目ともに記録感度は標準(10 μ V/mm)と高感度(2 μ V/mm)、刺激としては呼名・疼痛刺激、心電図と眼球運動による同時モニターが行われている。いずれにおいても心電図、静電・電磁誘導によるアーティファクトが量測しているが、これらの判別は容易である。脳由来の波形を認めず、平坦脳波(ECG)に該当する。

第34例目の脳死下での臓器提供事例に係る検証結果

2.3.2. 慢性脳幹反応

第1回、第2回判定ともに行われている。
両耳刺激、最大音圧刺激(85dB)、電極配置(Cz-A1、Cz-A2)、加算回数1000回により記録され、いざれの記録においても波を含む全ての波を識別できない。

第45例目の脳死下での臓器提供事例に係る検証結果に関する報告書より

第45例目の脳死下での認器提供事例に係る検証結果

2.2. 脳死的脳死診断

2.2.1 脳波

平坦脳波に相当する(標準感度 $10 \mu V/mm$ 、高感度 $2 \mu V/mm$ のもとで記録)
3月24日20:00分から同22:00まで、30分以上の記録が行われている。電極配置は、国際10-20法のFp1, Fp2, C3, C4, T3, T4, O1, O2, A1, A2であり、単極導出(Fp1 - A1, Fp2 - A2, C3 - A1, C4 - A2, T3 - A1, T4 - A2, O1 - A1, O2 - A2)と双極誘導(Fp1 - C3, C3 - O1, Fp2 - C4, C4 - O2, Fp1 - T3, T3 - O1, Fp2 - T4, T4 - O2)で記録されている。記録感度は標準($10 \mu V/mm$)と高感度($2 \mu V/mm$)で、時定数0.3秒、High cut filter 80Hz、交流遮断用filterを用いて行われている。心電図と頭蓋外導出モニターの同時記録が行われている。刺激としては呼名および顔面の痛み刺激が行われている。心電図の温入と考えられるものや一部静電誘導によるアーチファクトが量測しているが、脳由来の波形を認めず、平坦脳波と判定している。

第45例目の脳死下での認器提供事例に係る検証結果

2.3. 法に基づく脳死判定

2.3.1 脳波

平坦脳波に相当する(標準感度 $10 \mu V/mm$ 、高感度 $2 \mu V/mm$ のもとで記録)
第1回目は3月25日14:48から15:39まで、および第2回目は3月25日22:30から同23:15まで、いずれも30分以上の記録が行われている。電極配置は、国際10-20法のFp1, Fp2, C3, C4, T3, T4, O1, O2, A1, A2であり、単極導出(Fp1 - A1, Fp2 - A2, C3 - A1, C4 - A2, T3 - A1, T4 - A2, O1 - A1, O2 - A2)と双極誘導(Fp1 - C3, C3 - O1, Fp2 - C4, C4 - O2, Fp1 - T3, T3 - O1, Fp2 - T4, T4 - O2)で記録されている。第1回目、第2回目ともに記録感度は標準($10 \mu V/mm$)と高感度($2 \mu V/mm$)で、時定数0.3秒、High cut filter 30Hzで交流遮断用filterは使用せず、さらに心電図と頭蓋外導出モニターの同時記録が行われている。刺激としては呼名および顔面の痛み刺激が行われている。いずれにおいても心電図の温入と一部静電誘導によるアーチファクトが量測しているが、これらの判別は容易である。脳由来の波形を認めず、平坦脳波に該当する。

第45例目の脳死下での認器提供事例に係る検証結果

聴性脳幹反応について

第1回目・第2回目目的脳死判定のいずれにおいても、両耳刺激、最大音圧刺激105dB、加算回数2000回による記録が行われ、I波を含む全ての波を識別できず、無反応と判定できる。

脳死判定の脳波・ABRについて

脳死判定には3種類ある

一般的な脳死判定 → 心停止後臓器提供の場合

臨床的脳死判定 → 法的脳死判定の前検査の
意味合いが大きく、法的判定
と内容はほぼ変わらない

法的脳死判定 → 脳死下臓器提供を行うためには
必須

脳死判定に一般に3種類あり、法的脳死判定では脳波の測定が義務づけられており臨床的
脳死判定をいれると最低でも3回の脳波測定を行なわなければなりません。

法的脳死判定マニュアルより

X 脳死判定の順序

[1]必要書面の確認

1)意思表示カード等、脳死の判定に従い、かつ臓器を提供する意思を示している本人の書面

2)脳死判定承諾書(家族がない場合を除く)

3)臓器摘出承諾書(家族がない場合を除く)

[2]前提条件の確認

[3]除外例の確認

[4]生命微候の確認

[5]深昏睡の確認

[6]瞳孔散大、固定の確認

[7]脳幹反射消失の確認

[8]平坦脳波の確認

→聽性脳幹誘発反応消失の確認:必須条件ではないが行うことが望ましい。

→[6]、[7]、[8]の相互の順序は問わない。

[9]自発呼吸消失の確認(必ず[5]～[8]の確認の後に実施する)

[10]脳死判定記録の確認

1)脳死判定の的確実施の証明書(⇒参考資料4、本書P.215)

2)脳死判定記録書(⇒参考資料5、本書P.217)

3)脳死判定の検査結果について、診療録に記載し又は当該記録の写しを貼付する。

法的脳死判定マニュアルでは平坦脳波を「適正な技術水準を守って測定された脳波において、脳波計の内部雜音を越える脳由来の波がない脳波」と規定されており上記の様にある程度は測定するタイミングを動かせますが測定をするため基本条件は以下のように決められています。

脳死判定脳波検査の基本条件

導出:最低4誘導・同時記録・単極及び双極

電極位置:10-20法・大脳を広くカバー(例えばFp1, Fp2, C3, C4,

O1, O2, T3, T4, A1, A2)

電極間距離:7cm以上

心電図の同時記録を行う

検査時間:30分以上の連続記録

脳波感度:50μV/20mm以上記録を含める→実際には高感度(2μV/mm)

時定数:0.3

フィルター:HCF Offまたは30Hz以上・交流遮断用ノッチフィルター使用可

電極間抵抗:100Ω以上10KΩ以下

検査中の刺激:呼名・顔面への疼痛刺激

記録紙に記入すること:検査開始時刻と終了時刻、設定条件(感度・時定数・フィルター条件)、導出法、刺激の種類、ノイズの原因(心電図・筋電図・体動・脈波・振動・痛み刺激・人の動き・その他)

測定中に明かな脳波活動を認めた時は脳死判定を中止する。

そこで測定で問題になるのがノイズの混入です、一般に脳波の通常感度は心電図の10倍であり高感度記録となるとその感度は実に心電図の50倍で仮に2cmのR波の心電図を脳波の高感度記録で探ると1mになる感度です。

当然、周辺機器の雑音や周りの人やカーテンなどの動きによる静電気までも拾ってしまう感度なのでノイズも入りやすくなるのでこれらを上手く除去しなくてはなりませんが、そのためには

1. 電極抵抗を下げてさらに値も揃える
2. 医用機器をなるべく頭部から離してバッテリー駆動に出来るものはする
3. 電極コードを束ねて開口面積を小さくする

など、まだまだ数え上げれば切がありませんが実際的にはこれらを全てやっても場所によっては取り除けないノイズが入る事がありますので日頃から臨床的脳死の患者さんが発生した時に実際に検査をしてみてその場所のノイズの発生状況などを把握しておく、実際に法的脳死判定を行なう時に最適な場所や周辺機器を決めておく事です。

さて、実際の測定ですが法的脳死判定を行なうことになった場合、法的マニュアルに書かれている条件を見ながら1つ1つやって行くのは大変なので事前に各施設の条件にあったフローチャートやチェックシートを作っておき、それに沿って検査していくと良いでしょう

事前にフローチャートやチェックシートを作っておきましょう

例

